

○中国地方整備局告示第五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和五年七月十一日

中国地方整備局長 中崎 剛

第1 起業者の名称 島根県

第2 事業の種類 松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業3・5・13号松江熊野線改築工事（島根県松江市南田町地内から同市伊勢宮町字伊勢宮地内まで）に伴う附帯工事及び市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 島根県松江市東本町四丁目地内
- 2 使用の部分 島根県松江市東本町四丁目、伊勢宮町及び伊勢宮町字伊勢宮地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県松江市南田町地内から同市伊勢宮町字伊勢宮地内までの延長454mの区間を全体計画区間とする「松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業3・5・13号松江熊野線」（以下「本体事業」という。）に伴い必要となる附帯工事及び市道付替工事（以下「本件事業」という。）である。

本体事業は平成30年2月27日付けで都市計画事業の認可を受けており、都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条の規定により、法第3条各号の一に規定する事業に該当するものとみなされている。

本件事業のうち附帯工事は、本体事業の工事期間中に一時的に必要となる迂回路を設置するものであり、法第3条第35号に該当する事業である。また、本体事業の施行により機能が失われる市道大橋川北沿2号線、市道東本町東西5号線の2路線の付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる道路に関する事業に該当する（以下「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

1で述べたとおり、本体事業については、都市計画事業の認可を受けていること、また、起業者である島根県は、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ており、既に本体事業を開始していることなどの理由から、本体事業を施行するため

に必要となる本件事業についても、これを遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

全体計画区間を含む都市計画道路3・5・13号松江熊野線（以下「松江熊野線」という。）は、島根県松江市南田町を起点とし同市雑賀町を経過して同市上乃木三丁目を終点とする都市計画決定された道路である。

松江熊野線のうち、松江市南田町から新大橋を経過して同市雑賀町に至る、路線延長1,269m（以下「本路線」という。）は、松江市市街地道路網の骨格となる道路の一つとなっており、一級河川斐伊川水系大橋川を跨ぐ新大橋は、宍道湖大橋、大橋、くにびき大橋、縁結び大橋とともに市内の南北交通を担っている。また本路線は、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路に位置付けられているほか、原子力災害に備えた島根県広域避難計画における避難経路に定められており、災害時の物資等輸送や避難において大きな役割も担っている。

しかしながら、本路線のうち、松江市南田町地内から同市伊勢宮町字伊勢宮地内の本体事業区間は、歩道の幅員が1.5mと狭小な箇所があり、自転車交通量も平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によれば、本体事業に係る観測地点である松江市和多見町において24時間当たり1,093台と多いながら、歩道内の歩行者と自転車の通行の幅員あるいは自転車が0.5mの路肩を通る必要があるなど歩行者及び自転車の通行に支障をきたしており、松江市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検の危険箇所としても公表されている。

また新大橋は、建設後80年以上が経過して老朽化が進んでいることに加え、耐震基準を満たしていないことから、災害時に求められる役割を果たすためにも早急な耐震化が必要となっている。

本体事業の完成により、新大橋は耐震基準を満足する橋梁へ架け替わるとともに、歩道の拡幅や自転車専用通行帯が設置され、歩行者及び自転車の安全な通行や、地域の防災機能の強化に寄与することが認められる。

本件事業は、新大橋の架替工事期間中に、自動車等の一切の通行を遮断すると、市内の南北交通に著しい渋滞の発生が予想されることから、これを回避するために最小限の範囲で本体事業と併せて迂回路橋を含む迂回路を設置するものであり、本体事業の施行には必要不可欠な施設である。また、本体事業の施行により遮断される市道大橋川北沿2号線及び市道東本町東西5号線の従来の機能を維持するための付替工事を実施することとしている。

したがって、本体事業を施行するために必要となる本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外であるが、起業者が任意

で環境影響調査を実施している。令和4年9月の大気質、騒音及び振動の環境影響調査によると、大気質、騒音及び振動については法令に定められた基準を満足するとされている。水環境については汚濁防止フェンスによる水質汚濁防止対策を実施し、周辺の生活環境に配慮することとしている。

また、上記の調査によると、本件事業の施行範囲及びその周辺の土地において生息する可能性が考えられる動植物のうち、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）において国の天然記念物であるコクガン、マガン、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるチュウヒ、ハヤブサ、特定第二種国内希少野生動植物種であるカスミサンショウウオ、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠB類であるニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類であるツクシガモ等、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類であるミズマツバ等がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微であると予測されている。なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件事業区間周辺には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財は存在していないが、2か所の要試掘箇所について松江市埋蔵文化財調査課と協議の上、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本体事業を施行するために必要となる本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業の事業計画は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第2級の規格に基づく4車線の道路であり、同令等に定める規格に適合していると認められる。また、本体事業の事業計画は、平成29年12月26日に都市計画決定された内容と整合していると認められる。

本件事業の事業計画は、本体事業の施行に伴い、新大橋架替工事期間中に必要となる迂回路橋を含む迂回路の設置工事を行うものであり、迂回路については同令に定める規格に適合しており、迂回路橋建設時の作業ヤード等についても必要最小限度のものと認められる。

迂回路のルートについては、新大橋の下流側に設置する申請案のほか、新大橋の上流側に設置する案、迂回路を設置しない新大橋全面通行止め案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、新大橋全面通行止め案と比較し事業費が高くなるものの、市内の南北交通の著しい渋滞悪化を回避でき、新大橋の上流側に設置する案との比較では緑地保全区域への配慮が不要なことなどから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本体事業は、松江市市街地道路網の骨格となる道路の一つとなっており、新大橋の架け替え等によって歩行者・自転車通行者の安全な通行環境の確保、第1次緊急輸送道路や避難経路の機能確保を図るものであることから、早期に整備する必要があると認められる。

また、松江市長より、本体事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本体事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められ、本体事業の施行により必要が生じた本件事業についても、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、これ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県松江市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 島根県松江市伊勢宮町及び伊勢宮町字伊勢宮地内